

将来のために知ってほしい

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

年金制度は、日本を支えている皆さん的生活を守る大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。その中の一つに、経済的に納付が困難である場合など一定条件を満たす方々への救済措置として、国民年金保険料の「全額免除」「一部免除」「納付猶予」「学生納付特例」があります。これらの制度は、適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。申請し、審査が通った場合に適用されます。



全額免除 一部免除

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。

免除額は①全額免除、②一部免除(4分の3、半額、4分の1)があり、審査により1カ月単位で免除されます。

免除期間は年金受給資格期間に反映されますが、②の場合は減額された保険料を納付されない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には算入されません。



納付猶予 学生納付特例

50歳未満の方※平成28年6月までは30歳未満の方(納付猶予)または学生の方(学生納付特例)は、審査により保険料の納付が1年ごとに猶予されます。

猶予期間中は年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。



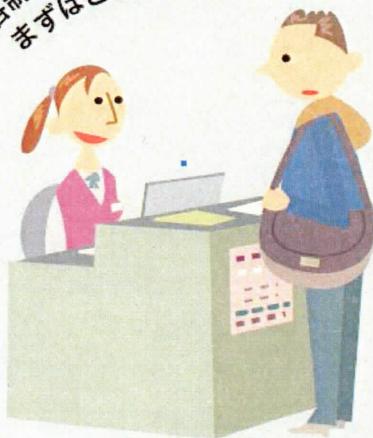
<失業した場合の特例>

失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請された場合に適用されます。

「未納」より、こんなに良い制度です！

- ① 「未納」だと遡って2年前までしか認められないところ、「追納」として遡って10年前の分まで納めることができます。(納めると老齢基礎年金額が増えます)
- ② 「未納」だと障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますが、免除・納付猶予制度の場合(一部免除において減額された保険料を納付していない場合を除く)は受け取る条件に含まれます。

各制度には申請が必要です。
まずはご相談ください。



免除・納付猶予制度について、詳しくは、
日本年金機構ホームページをご覧いただくか、
お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/>

 日本年金機構
Japan Pension Service

1607 1031 040